

三重県の課題に係る現状分析と施策方針について

資料4-1

課題	
DV相談件数は依然として高水準となっているため、引き続きDV被害から対象者を守るため、安全・安心を確保する支援が必要です。	ア
女性の抱える問題は多岐に渡るとともに複合化しており、関係団体と連携しながら、よりきめ細かな支援を行うことが必要です。また、生きづらさを感じている方に対する居場所の提供といった新たな支援が必要です。	イ
SNSによる相談を中心に、若年層からの相談が増加していることから、若年女性がアクセスしやすい相談体制を整備するとともに、民間団体と連携しながら、当事者に寄り添った伴走型支援やアウトリーチ支援を行うなど、若年女性への支援の充実が必要です。また、相談機関があることを知らないといった意見が依然として多数を占めることから、身近なSNS相談等の周知広報に努める必要があります。	ウ
一時保護や施設への入所については、引き続きDVから避難するために安全を最優先する施設を確保するとともに、住居等の生活基盤を失った方など、DV被害以外の理由で保護等が必要な方の受け入れができるよう、対象者の自立支援を行うための地域に開かれた施設についても、確保していく必要があります。	エ
性虐待・性暴力被害や望まない妊娠等の若年齢化が進んでいるため、早期からの児童への適切な教育・啓発が必要です。	オ

困難女性支援法における基本理念 (=三重県新計画における基本理念)	
女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。	A
困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。	B
人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。	C

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（要旨抜粋）	
個人の尊厳を害し男女平等の実現の妨げとなる配偶者からの暴力を防止することで、暴力を容認しない社会の実現に向け取り組む。	D

めざすべき方向性	取組内容	
1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり 【啓発・未然防止】	男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進	オ、C、D
	加害者・被害者を生まないための広報啓発及び研究	オ、C、D
	支援に関する啓発、分かりやすい支援情報の提供	A
2 安心して相談できる体制づくり 【相談】	関係機関等によるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり	ウ、B
	女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化・充実	A、B、D
	女性相談支援センターを中心とした、SNSや民間団体を活用しての相談窓口の設置	ウ、A
3 安心・安全が守られる保護体制の整備 【一時保護】	DV被害者等の安心・安全の確保と保護体制の充実	エ、A、D
	DV被害者等に関する保護命令制度に対する適切な対応	ア、D
	同伴する子どもへの支援のための体制の強化	A
	保護における多様な主体との連携強化	B、D
4 困難女性の自立を支える体制づくり 【自立支援】	本人に寄り添った自立支援のための体制づくり	ウ、A
	生活基盤を確立するための支援	イ、エ、A、D
	居場所づくりの支援	イ、A
	多様な困難を要因とする被害者への心理的支援の充実	A、D
	外国人、障がい者、高齢者、若年女性、LGBTQの方への対応	イ、A、B、D
5 関係機関と連携した支援体制づくり 【関係団体との連携】	DV対策協議会及び支援調整会議を活用した連携体制の構築及び強化	イ、B、D
	保護及び自立支援における関係機関の連携強化	ア、イ、B、D
	市町における困難女性支援に係る推進体制の整備及び促進	ア、イ、A、B、D
	関係機関・職務関係者への研修やサポートの充実とDV被害者等の個人情報保護の徹底	ア、D